

**「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正に伴う
償却資産申告の取扱いについて**

1 耐用年数省令の一部改正について

平成 20 年度税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数が大幅に改正されました。

特に「機械及び装置」については、従来の 390 区分から 55 区分へと大幅な見直しがされました。

2 固定資産税における新しい耐用年数の適用年度について

改正後の耐用年数は、資産の取得時期又は決算期等には関係なく、平成 21 年度分の固定資産税から適用となります(平成 21 年度 1 月 1 日現在所有しておられる資産すべてが対象となります。)

よって、平成 21 年度の評価額は、前年度(平成 20 年度)の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することとなります。

例えば、平成 18 年取得、取得価額 10,000,000 円、従来の耐用年数 15 年、改正後の耐用年数の場合の、平成 21 年度の評価額の求め方は次のようになります。

減価残存率	耐用年数 15 年の前年中取得の残存率 : 0.929・・・①
	耐用年数 15 年の前年前取得の残存率 : 0.858・・・②
	耐用年数 10 年の前年前取得の残存率 : 0.794・・・③

平成 19 年度の評価額 : $10,000,000 \times 0.929 = 9,290,000$: (取得価額 \times ①の率)

平成 20 年度の評価額 : $9,290,000 \times 0.858 = 7,970,820$: (前年評価額 \times ②の率)

平成 21 年度の評価額 : $7,970,820 \times 0.794 = 6,328,831$: (前年評価額 \times ③の率)